

宮城県公報

宮 城 県
(総務部 情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則	(市町村課)	二
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の施行期日に関する規則	(デジタルみやぎ推進課)	二
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(同)	二
○ふるさと宮城の水循環保全条例施行規則の一部を改正する規則	(環境対策課)	五
○県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則	(自然保護課)	五
○みやぎハートフルセンター条例施行規則	(社会福祉課)	一一
○宮城県高等看護学校学則を廃止する規則	(医療人材対策室)	一一
○衛生技術者養成施設授業料減免等に関する規則を廃止する規則	(同)	一一
○特定地域看護師確保対策修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	一一
○介護研修センター条例施行規則の一部を改正する規則	(長寿社会政策課)	一五
○婦人保護施設条例施行規則の一部を改正する規則	(子ども・家庭支援課)	一五
○婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	一五
○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	一六
○指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(障害福祉課)	一九

ページ

○障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

(同)

二二

○指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

(同)

二五

○障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

(同)

二六

○指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

(同)

二八

○指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

(同)

三〇

○漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

(水産業基盤整備課)

三一

○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(建築宅地課)

三四

○県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

(住宅課)

三五

○昭和三十四年宮城県告示第千四百四十一号(県立自然公園の公園計画)の一部改正

(自然保護課)

三五

○昭和三十三年宮城県告示第八百四十八号(県立自然公園特別地域内における許可を受けなければ採取してはならない高山植物等の指定)の一部改正

(同)

三五

○平成十二年宮城県告示第百九十二号(蔵王国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例)の一部改正

(同)

三五

○平成十五年宮城県告示第百八十六号(県立自然公園特別地域内における許可を受けなければ屋外において集積し、又は貯蔵してはならない物の指定)の一部改正

(同)

三六

○宮城県議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程

(議会議務局議事課)

三六

○人事委員会規則七二(特殊勤務手当)の一部を改正する規則

(人事委員会)

三六

○人事委員会規則七十三(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則

(同)

三七

告 示

議 会

人事委員会

規 則

○人事委員会の権限（特殊勤務手当）の一部委任の一部を改正する告示

三八

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十三号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成十四年宮城県規則第九十四号）の一部を次のように改正する。
第十一条中第三十一項を削り、第三十二項を第三十一項とする。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する
条例の施行期日を定める規則をここに公布する。
令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十四号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する
条例の施行期日を定める規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する
条例（令和六年宮城県条例第二十四号）附則第三号に掲げる規定の施行期日は、令和六年六月十六
日とする。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する
規則をここに公布する。
令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する
規則

第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則（平成二十七年宮城県規則第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「第九項第一号」を「第八項第一号及び第五号」に改め、同条第二項第一号中「対する高等学校等就学支援助金の支給に関する法律」を「対する同法」に改める。

第四条の見出しを削り、同条を次のように改める。

第四条 条例別表第二の一の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活に困窮する外国人に対して行う生活保護法第十九条第一項の保護の実施、同法第二十四条第一項の保護の開始若しくは同条第九項の保護の変更、同法第二十五条第一項の職権による保護の開始若しくは同条第二項の職権による保護の変更又は同法第二十六条の保護の停止若しくは廃止に準じた措置に関する情報（以下「外国人生活保護実施関係情報」という。）

二 児童福祉法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

三 児童福祉法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

四 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第二十五条の七第七項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

五 児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定に関する事務（同法第二十七条第一項第三号の障害児入所施設に係る部分に限る。） 措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

六 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第六号及び第六号の二に係る部分に限る。） 助産妊産婦若しくは当該助産妊産婦の扶養義務者又は保護児童若しくは当該保護児童の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報

七 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第七号（障害児入所施設に係る部分を除く。）に係る部分に限る。） 措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属

する者に係る外国人生活保護実施関係情報

八 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第七号（障害児入所施設に係る部分に限る。）及び第七号の二に係る部分に限る。） 措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

第四条の前に見出しとして「（条例別表第二に定める事務及び情報）」を付し、同条の次に次の三條を加える。

第五条 条例別表第二の二の項の規則で定める事務は、次の各号に定める事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

- 一 学校法人が設置する県内の高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科に在学する者に対する授業料の負担軽減に係る支学金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者の保護者等（高等学校等就学支学金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百二十二号）第一条第二項の保護者等をいう。以下この条及び次条において同じ。）に係る生活保護法第十九条第一項の保護の実施、同法第二十四条第一項の保護の開始若しくは同条第九項の保護の変更、同法第二十五条第一項の職権による保護の開始若しくは同条第二項の職権による保護の変更又は同法第二十六条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）
- 二 収入状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者の保護者等に係る生活保護実施関係情報

第六条 条例別表第二の三の項の規則で定める事務は、次の各号に定める事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

- 一 高等学校等を退学し、再び学校法人が設置する県内の高等学校等に入学した者に対する高等学校等就学支学金の支給に関する法律第三条第一項に規定する就学支学金に相当する支学金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者の保護者等に係る生活保護実施関係情報
- 二 収入状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者の保護者等に係る生活保護実施関係情報

第七条 条例別表第二の四の項の規則で定める事務は、生活に困窮する外国人に対して行う生活保護法第十九条第一項の保護の実施、同法第二十四条第一項の保護の開始若しくは同条第九項の保護の変更の申請に係る事実についての審査、同法第二十五条第一項の職権による保護の開始若しくは同条第二項の職権による保護の変更、同法第二十六条の保護の停止若しくは廃止、同法第六十三条の保護に要する費用の返還又は同法第七十七条第一項若しくは第七十八条第一項から第三

項までの徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の徴収金を含む。）に準じた措置に関する事務（以下「外国人生活保護関係事務」という。）とし、条例別表第二の四の項の規則で定める情報は、同法第六条第二項の要保護者又は同条第一項の被保護者であった者（以下この条及び次条において「要保護者等」という。）に係る次の各号に掲げる情報とする。

- 一 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報
- 二 児童福祉法第二十条第一項の療育の給付の支給に関する情報
- 三 児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給に関する情報
- 四 生活保護実施関係情報、生活保護法第五十五条の四第一項の就労自立給付金の支給に関する情報又は同法第五十五条の五第一項の進学準備給付金の支給に関する情報
- 五 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報
- 六 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第十三条第一項、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項又は附則第三条若しくは第六条の資金の貸付けに関する情報
- 七 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第三条第一項の特別児童扶養手当、同法第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報
- 八 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一項及び第三項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号。以下この号において「平成十九年改正法」という。）附則第四条第一項の支援給付の支給の実施並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。以下この号において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下この号において「旧法」という。）第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項（平成十九年改正法附則第四条第二項において準用する場合を含む。）並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二

項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十四条第一項の開始若しくは同条第九項の変更、同法第二十五条第一項の職権による開始若しくは同条第二項の職権による変更又は同法第二十六条の停止若しくは廃止に関する情報

九 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第六条の自立支援給付の支給に関する情報

十 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の特定医療費の支給に関する情報

本則に次の一条を加える。
（条例別表第三に定める事務及び情報）

第八条 条例別表第三の一の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

一 法別表第二の二十六の項の第二欄に掲げる事務 要保護者等に係る奨励費の支弁に関する情報

二 外国人生活保護関係事務 要保護者等に係る奨励費の支弁に関する情報

第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

第七条中第十号を第十三号とし、第五号から第九号までを三号ずつ繰り下げ、第四号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報

第七条第三号の次に次の二号を加える。

四 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

第八条第一号中「法別表第二の二十六の項の第二欄に掲げる事務」を「生活保護法第十九条第一項の保護の実施、同法第二十四条第一項の保護の開始又は同条第九項の保護の変更の申請に係る事実についての審査、同法第二十五条第一項の職権による保護の開始又は同条第二項の職権による保護の変更、同法第二十六条の保護の停止又は廃止、同法第六十三条の保護に要する費用の返還又は法第七十七条第一項若しくは第七十八条第一項から第三項までの徴収金の徴収（同法第七十八条の

二第一項又は第二項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務」に改める。
本則に次の一条を加える。

第九条 条例別表第三の二の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

一 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）及び同項において適用し、又は準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同条第一項の給付をいう。以下この条において同じ。）の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該請求に係る一般受給資格者（児童手当法第七条第一項の一般受給資格者をいう。以下この条において同じ。）又はその者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいう。以下同じ。）に関する情報

ロ 当該請求に係る支給要件児童（児童手当法第四条第一項第一号に規定する支給要件児童をいう。以下この条において同じ。）又は当該請求に係る一般受給資格者に係る住民票に記載された住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第四号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）

ハ 当該請求に係る一般受給資格者に係る公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項（以下「公的給付支給等口座登録簿関係情報」という。）

二 児童手当法第七条第二項の児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求に係る施設等受給資格者（同項の施設等受給資格者をいう。以下この条において同じ。）又は中学校修了前の施設入所等児童（同法第四条第一項第四号に規定する中学校修了前の施設入所等児童をいい、国若しくは地方公共団体である施設等受給資格者に委託され、又は当該国若しくは地方公共団体である施設等受給資格者に係る障害児入所施設等（同号の障害児入所施設等をいう。）に入所している者に限る。次号において同じ。）に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

三 児童手当法第九条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該請求に係る支給要件児童又は当該請求に係る一般受給資格者に係る住民票に記載され

た住民票関係情報

ロ 当該請求に係る一般受給資格者、施設等受給資格者又は中学校修了前の施設入所等児童に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

四 児童手当法第十二条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の未支払の児童手当又は特例給付の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求に係る中学校修了前の児童（同法第四条第一項第一号イに規定する中学校修了前の児童をいう。）であった者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

五 児童手当法第十二条第二項の未支払の児童手当の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求に係る中学校修了前の施設入所等児童（同法第四条第一項第四号に規定する中学校修了前の施設入所等児童をいう。）であった者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

六 児童手当法第二十六条（同条第二項を除き、同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該届出に係る一般受給資格者又はその者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

ロ 当該届出に係る支給要件児童又は当該届出に係る一般受給資格者に係る住民票に記載された住民票関係情報

附則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定（第七条の改正規定を除く。） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日
- 三 第二条中第七条の改正規定 令和六年六月十六日

ふるさと宮城の水循環保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十六号

ふるさと宮城の水循環保全条例施行規則の一部を改正する規則

ふるさと宮城の水循環保全条例施行規則（平成十六年宮城県規則第四百十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項第九号中「同条第七項」を「同条第五項」に改める。

様式第一号から様式第四号までの様式中「」を「」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十七号

県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

県立自然公園条例施行規則（昭和三十五年宮城県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の第三第一項中「第七条の二第四項第六号」を「第七条の二第四項の執行の協議又は認可の申請は、書面又はその他の方法により行い、同項第六号」に改め、同条第二項ただし書中「及び第十二号」を「、第十一号及び第十二号」に改め、「除く」の下に「とともに、行為の規模が大きいため第三号から第五号まで及び第十号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあっては、当該施設の規模及び構造に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる」を加え、同項第三号及び第四号中「以上」を「程度」に改め、同項第五号中「千分の一以上」を「千分の一程度」に、「構造図、意匠配色図及び給排水計画図」を「及び意匠配色図」に改め、同項第七号中「並びに支出の総額及びその内訳」を「及び支出の総額及び内訳」に改め、同項第八号中「事業資金」を「工事の施行を要する場合にあっては、事業資金」に改め、同項第九号中「県立自然公園事業」を「公園事業」に改め、「（以下「分譲型ホテル等」という。）」を削り、同項第十号中「以上」を「程度」に改め、同条に次の一項を加える。

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第七条の二第二項の協議又は同条第三項の認可に関し必要があると認めるときは、当該協議又は認可の申請をした者に対し、縮尺千分の一程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

第二条の四第一号及び第二号を次のように改める。

一 条例第七条の二第四項第一号又は第五号に掲げる事項の変更（ただし、第五号に掲げる事項の変更にあつては、条例第二条第三号ハに掲げる宿舎に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けようとするものを除く。）

二 前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項の変更（ただし、同項第一号に掲げる事項の変更にあつては公園施設の規模、色彩又は形態の変更を伴わないものに限る。）

第二条の四第三号から第五号までを削る。

第二條の五に次の一項を加える。

3 知事は、前項に定めるもののほか、条例第七条の二第六項の協議又は認可に関し必要があると認めるときは、当該協議又は認可の申請をした者に対し、縮尺千分の一程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

第二條の七第一項を次のように改める。

条例第七条の四第一項の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

一 譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 公園施設の種類

三 公園施設の管理又は経営の方法

四 公園事業を譲渡しようとする年月日

五 公園事業を譲渡しようとする理由

第二條の七第四項中「条例第七条の四第六項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる」を「前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付する」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第七条の四第五項の申請書に記載する事項は、次の各号に掲げる」を「第七条の四第三項の規定による相続の承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行う」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「条例第七条の四第三項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる」を「前項の協議書又は申請書には、次の各号に掲げる書類を添付する」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 譲受人が個人の場合にあつては、譲受人の住民票の写し

二 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書

三 第二條の三第二項第三号、第四号及び第十二号に掲げる書類

四 譲受人が行う公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類その他譲受人が公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類

五 条例第二條第三号ハに掲げる宿舎に関する公園事業であつて、譲受人が譲り受けた後に特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及び当該事業の執行による県立自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類

六 譲渡及び譲受けに係る譲渡人及び譲受人の意思の決定を証する書類

3 条例第七条の四第二項の規定による承認の協議をしようとする者又は承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した協議書又は申請書を知事に提出するものとする。

一 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人（以下「合併法人等」という。）の名称及び住所並びにその代表者の氏名

二 公園事業者である法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名

三 公園施設の種類

四 合併又は分割した年月日

五 合併又は分割した理由

第二條の八第一項中「第七条の五第一項」を「第七条の五」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の届出書には、第二條の三第二項第三号及び第四号に掲げる書類を添付するものとする。

第二條の九第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

第四條の二を削る。

第四條第四項第六号中「延べ面積をいう。」の下に「第六條第一号イにおいて同じ。」を加え、同条

第五項中「条例第十條第三項の」を「同項の」に、「条例第十條第七項」を「同条第五項」に改め、

同条第十項第十号を第十一号とし、第二号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の

一号を加える。

二 申請に係る場所が、条例第十條第三項の許可を受けて木竹の伐採が行われた後、五年を経過し

ていない場所でないこと。ただし、木竹の伐採が僅少である場合は、この限りでない。

第四條第十一項中「前項第七号及び第九号」を「前項第二号、第八号及び第十号」に改め、同条第

十二項中「第十項第七号」を「第十項第二号及び第八号」に改め、同項第二号中「第十項第九号」を

「第十項第十号」に改め、同条第十三項に次の一号を加える。

三 照明装置を用いて特別地域内の森林又は河川その他の自然物について照明を行うものについて

は、次に掲げる基準に適合すること。ただし、学術研究その他公益上必要と認められるもの又は

病害虫の防除のために行われるものは、この限りでない。

イ 色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。

ロ 期間及び時間が必要最小限であると認められるものであること。

ハ 当該照明を行う範囲が必要最小限と認められるものであること。

ニ 動光又は点滅を伴うものでないこと。

ホ 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。

第四條第十八項第一号中「条例第十條第七項」を「同条第五項」に、「第二号」を「次号」に改め、

同項第三号中「第二号又は第四号」を「前号又は次号」に改め、同項第五号中「前項第一号イからハ」を「前項第一号から第三号」に改め、同条第十九項第三号ただし書中「条例第十条第七項」を「同条第五項」に改め、同条第二十項第一号ニを次のように改める。

- ニ 光源を用いる広告物等にあつては、次に掲げる基準に適合すること。
- (1) 照明の範囲が必要最小限であると認められるものであること。
- (2) 期間及び時間が必要最小限であると認められるものであること。
- (3) 動光又は点滅を伴うものでないこと。

第四条第二十項第一号中ホを削り、ヘをホとし、同項第二号中「前号ニからへまで」を「前号ニ及びホ」に改め、同項第三号中「第一号ニからへまで及び」を「第一号ニ及びホ並びに」に改め、同項第四号中「第一号へ」を「第一号ホ」に改め、同条中第三十項を第三十一項とし、第二十九項を第三十項とし、第二十八項の次に次の一項を加える。

- 29 条例第十条第三項第十七号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。
 - 一 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる行為であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
 - イ 学術研究その他公益上必要と認められるものであること。
 - ロ 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 二 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるものであること。

第四条を第四条の二とし、第三条の次に次の一条を加える。

(特別地域内における行為の許可申請書)

第四条 条例第十条第三項の規定による許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 行為の種類
- 三 行為の目的
- 四 行為の場所
- 五 行為地及びその付近の状況
- 六 行為の施行方法
- 七 着手及び完了の予定日

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図面を添えなければならない。ただし、行為の規模が大きいため、次の各号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつて

は、当該行為の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。

- 一 行為の場所を明らかにした縮尺二万五千分の一度の地形図
 - 二 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一度の概況図及び天然色写真
 - 三 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図
 - 四 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺千分の一度の図面
- 3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第十条第三項の許可に関し必要があると認めるときは、当該許可の申請をした者に対し、縮尺千分の一度の構造図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

4 申請に係る行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が一ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が二キロメートル以上若しくはその幅員が十メートル以上となる計画になつている道路の新築（条例の規定による許可を現に受け又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合にあつては、第一項の申請書には、第二項各号に掲げる図面のほか、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

- 一 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致又は景観の状況並びに特質
- 二 当該行為により得られる自然的、社会経済的な効用
- 三 当該行為が風致又は景観に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置
- 四 当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあつては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致又は景観の保護の観点から比較した結果

5 知事は、第一項に規定する申請書の提出があつた場合において、申請に係る行為が当該行為の場所又はその周辺の風致又は景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要があると認めるときは、申請者に対し、前項各号に掲げる事項を記載した書類の提出を求めることができる。

第四条の三第一項中「第十条第七項から第九項」を「第十条第五項から第七項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の届出書には、第四条第二項各号に掲げる図面を添えなければならない。ただし、条例第十条第六項の規定による届出にあつては、第四条第二項第一号に掲げる図面を添えれば足りる。

第四条の三第三項を削り、同条を第四条の四とし、第四条の二の次に次の一条を加える。

(土地の所有者等との協議)

第四条の三 条例第十条第三項第十五号の区域の指定に当たつては、その区域内の土地について所有

権、地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなるものを除く。）を有する者の財産権を尊重し、当該者と協議しなければならない。

第五条中「第十条第十一項第四号」を「第十条第八項第四号」に改め、同条第四号中「ある」を「あつて、かつ、その水平投影面積が千平方メートル以下である」に改め、「こと」の下に「（改築又は増築にあつては、改築又は増築後において、その水平投影面積が千平方メートル以下であるものに限る。）」を加え、同条第七号の四中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「口」を「号」に改め、同条第十号の三中「菓箱」を「野生鳥獣の保護増殖のための菓箱」に改め、同条第十号の七中「限り」を「限り、かつ、増築部分の最高部と最低部の高さの差が二メートル以下であるものに限る」に改め、同条第十号の八から第十号の十一までを次のように改める。

十の八 既存の電線、電話線又は通信ケーブル（以下「電線等」という。）を改築すること又は既存の電線等に沿つて電線等を新築若しくは増築すること（既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。）。

十の九 既存の電線等に付帯する工作物を新築、改築又は増築すること（既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。）。

十の十 変圧器その他の電柱に付帯する設備を改築又は増築すること（当該電柱の高さを超えないものに限る。）。

十の十一 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線等及び引込みに要する設備を設置すること。

第五条第十号の十二中「又は農作物」を「農作物、森林又は生態系」に改め、同条第十号の十三中「防除」の下に「又は保安」を加え、同号の次に次の二号を加える。

十の十四 知事が指定する地域以外の地域において既存の建築物の屋根面に太陽光発電施設（当該施設の色彩及び形態が、県立自然公園の風致の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が指定する色彩及び形態であるものに限る。）を設置すること。

十の十五 県が、公園の保護又は適正な利用の推進のために人の立入りを防止するための柵又は当該公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物（高さが三メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が三平方メートル以下であるものに限る。）を新築し、改築し、又は増築すること。

第五条第十二号中「木竹」の下に「（条例第十條第三項第十号の知事が指定する植物（以下「採取等規制植物」という。）であるものを除く。）」を加え、同号の次に次の二号を加える。

十二の二 生業の維持のため、必要な範囲内で竹（高さが五十七センチメートル以内のものに限る。）を伐採すること。

十二の三 施設又は設備の維持管理を行うため必要な範囲内で竹（高さが三メートル以内のものに限る。）を伐採すること。

第五条第十五号中「又は電線路の維持」を削り、同号の次に次の二号を加える。

十五の二 電線路の維持に必要な範囲内で木竹を伐採すること。

十五の三 道路（主として歩行者の通行の用に供するものを除く）、鉄道又は軌道の交通の障害となる木竹を伐採すること。

第五条第十六号の二中「認定保護増殖事業等の実施のために木竹」を「牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で竹又はかん木」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十六の三 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。

第五条第十七号を次のように改める。

十七 削除

第五条第十七号の三中「木竹」の下に「（採取等規制植物であるものを除く。次号において同じ。）」を加え、同条第十七号の十二から第十七号の十四までを次のように改める。

十七の十二 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の十三 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の十四 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成十五年法律第百三十号）

第二条第三項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

第五条第二十二号の六中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同条第二十六号中「の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖」を「又は野生動物植物の保護管理」に改め、同条第二十六号の二中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同条第二十六号の二の二中「認定保護増殖事業等の実施のために」を「特定外来生物の防除の目的で、」に改め、同条第二十六号の二の三を削り、同条第二十七号及び第二十七号の二を次のように改める。

二十七 宅地内において採取等規制植物を採取し、又は損傷すること。

二十七の二 農業を営むために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。

二十七の二の二 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。

二十七の二の三 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で当該採取等規制植物を損傷すること。

竹を除く。)を採取し、又は損傷すること。

第五条第二十七号の三中「以下」を削り、同条第二十七号の八の二を削り、同条第二十七号の九を次のように改める。

二十七の九 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催しに参加した者が、特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

第五条第二十七号の九の二を削り、同条第二十七号の十を次のように改める。

二十七の十 傷病その他の理由により緊急に保護を要する動物を捕獲し、又はそれらの卵を採取すること。

第五条第二十七号の十の二を削り、同条第二十七号の十一から第二十七号の十三までを次のように改める。

二十七の十一 遭難者の救助に係る業務を行うために犬(条例第十条第十三号の知事が指定するものに限る。以下この条において同じ。)を放つこと(同号の知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この条において同じ。)

二十七の十二 特定外来生物に係る生態系等に係る被害の防止に関する法律第九条の二第一項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。

二十七の十三 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬であつて、次に掲げるもの。

イ 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。

ロ 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

第五条第二十七号の十三の二を削り、同条第二十七号の十四を次のように改める。

二十七の十四 家畜を係留放牧すること(条例第十条第三項第十三号に掲げる行為に該当するものを除く。)

第五条中第二十七号の十五及び第二十七号の十六を削り、同条第二十九号の十三を次のように改める。

二十九の十三 削除

第五条第二十九号の三十の次に次の六号を加える。

二十九の三十一 公園管理団体が行う条例第十六条の九第一項各号及び第二項各号に掲げる業務のために必要な行為であつて、その行為の内容及び実施期間を記載した書面が十四日前までに知事に提出されたものを行うこと。

二十九の三十二 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五

号)第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等の実施のために必要な行為として、条例第十條第三項各号に掲げるものを行うこと。

二十九の三十三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除の実施のために必要な行為として、条例第十條第三項各号に掲げるものを行うこと。

二十九の三十四 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八條の二第一項から第五項までの規定による保全事業の実施のために必要な行為として、条例第十條第三項各号に掲げるものを行うこと。

二十九の三十五 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第九条第一項の知事の許可に係る行為として、条例第十條第三項各号に掲げるものを行うこと。

二十九の三十六 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四條の二第一項の規定による指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、条例第十條第三項各号に掲げるものを行うこと。

第五条の二第一項中「に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる」を「の規定による届出は、行為の種類、場所、施行方法、着手予定日及び当該各号に規定する事項を記載した届出書を提出して行う」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の届出には、第四条第二項各号に掲げる図面を添えなければならない。

第七条中「第十二條第八項第四号」を「第十二條第七項第四号」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 第五条第一号から第十号の十五まで、第十九号から第二十二号まで、第二十三号から第二十六号の二の二まで、第二十八号、第二十九号又は第二十九号の三十一から第二十九号の三十六までに掲げる行為

第七条中第十四号を削り、第十三号を第十四号とし、第三号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 地表から一メートル以下の高さで、広告物等(表示面の面積が一平方メートル以下であるものに限り)を設置すること(同一敷地内又は同一場所内における広告物等の表示面の面積の合計が五平方メートル以下の場合に限る。)

第七条に次の一号を加える。

十八 前条第一号に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築(改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)以外の工作物の新築、改築又は増築に付帯する行為

第七条の四第一項中「第十六条の二の二第四項第四号」を「第十六条の二の二第四項の認定の申請

は、書面又はその他の方法により行い、同項第四号」に改める。

第八条の次に次の二条を加える。

(風景地保護協定の告示等)

第八条の二 条例第十六条の三第一項及び同条第二項(条例第十六条の六において準用する場合を含む。)の規定による告示及び公示(以下「告示等」という。)は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

一 風景地保護協定の名称

二 風景地保護協定区域

三 風景地保護協定の有効期間

四 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法

五 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設が定められたときは、その施設

六 風景地保護協定の縦覧場所

(風景地保護協定の締結の告示等)

第八条の三 前条の規定は、条例第十六条の五(条例第十六条の六において準用する場合を含む。)の規定による告示等について準用する。

第九条中「次に」を「次の各号に」に改め、同条第二号中「第十六条の九各号に掲げる業務」を「第十六条の九第一項各号及び同条第二項各号に掲げる業務(同項各号に掲げる業務にあつては、当該公園管理団体の業務として行うものに限る。以下同じ。)」に改め、同条第三号中「第十六条の九各号」を「第十六条の九第一項各号及び同条第二項各号」に改め、同条第四号中「営利を目的としないことその他条例第十六条の九各号」を「条例第十六条の九第一項各号及び同条第二項各号」に改め、同項に次の一号を加える。

五 会社又は森林組合にあつては、県立自然公園の植生の保全その他の自然の風景地の保護に資する活動又は主として歩行者の通行の用に供する道路その他の施設の補修その他の維持管理に係る実績を有していること。

第九条を第九条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

(公園管理団体となることができる法人)

第九条 条例第十六条の八第一項に規定する規則で定める法人は、会社又は森林組合法(昭和五十二年法律第三十六号)に規定する森林組合とする。

第十条第一号から第三号までの規定中「規則で定める」を削り、同条第四号中「規則で定める」を削り、「様式第四号」を「様式第四号の二」に改め、同号を同条第四号の二とし、同条第三号の次に

次の一号を加える。

四 条例第七条の四第一項の規定に基づく譲渡承継による公園事業者の地位の承継の協議(承認)

の申請に係る様式 様式第四号

第十条第五号中「第七条の四第五項」を「第七条の四第三項」に改め、「規則で定める」を削り、同条第六号及び第七号中「規則で定める」を削り、同条第八号から第二十二号までの規定中「第十条第五項の規定に基づく規則で定める」を「第十条第三項の規定に基づく」に改め、同条第二十三号中「第十条第七項」を「第十条第五項」に改め、同条第二十四号中「第十条第八項」を「第十条第六項」に改め、同条第二十五号及び第二十六号中「第十条第九項の規定に基づく規則で定める」を「第十条第七項の規定に基づく」に改め、同条第二十七号から第三十四号までの規定中「規則で定める」を削る。

第十一条第二項中「第四条の二第二項及び第三項」を「第四条第二項及び第四項」に改め、同条第三項中「同条第七項若しくは第九項」を「同条第五項若しくは第七項」に改める。

様式第一号から第三号までの様式中「」を「」に改める。

様式第四号中「」を「」に、「」を「」に改め、同様式を様式第四号の二とする。

様式第三号の次に次の一様式を加える。

様式第4号（第10条関係）

譲渡承継による県立自然公園事業の承継承認申請書

内において が執行する 事業を承継したいので、県立自然公園条例第7条の4第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

年 月 日

譲渡人の氏名及び住所
{ 法人にあつては、名称、住所及び
代表者の氏名 }

譲受人の氏名及び住所
{ 法人にあつては、名称、住所及び
代表者の氏名 }

宮城県知事 殿

執行の同意を得た (認可を受けた) 年月日及び番号	年 月 日 宮城県 () 指令第 号	
公園施設の種類		
譲受人が行う 公園施設の管理又は 経営の方法	経営方法	直 営 委 託 (受託者)
	料金徴収	有 (標準的な額) 無
	供用期間	通 年 季 節 (供用期間)
譲渡しようとする 年 月 日	年 月 日	
譲渡する理由		
備 考		

- 備考 1 申請文の「内において」の箇所には当該県立自然公園の名称を、「事業」の箇所には公園事業名を記載すること。
 2 不要の文字は、抹消すること。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第五号中「第4項」を「第3項」及び「」に改める。

様式第六号から様式第二十二号までの様式中「」を「」に改める。

様式第二十三号中「第7項」を「第5項」及び「」に改める。

様式第二十四号中「第8項」を「第6項」及び「」に改める。

様式第二十五号及び様式第二十六号中「第9項」を「第7項」及び「」に改める。

様式第二十七号から様式第三十六号までの様式中「」を「」に改める。

様式第三十七号（表面）中「」を「」に改め、同様式（裏面）中「第12項第3項」を「第12項第2項」に

「2 県の当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第2号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。」

を

「(3) 野生動物（鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。）の生態に影響を及ぼす行為で次に掲げるものであって、当該自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。
イ 野生動物に餌を与えること。
ロ 野生動物に著しく接近し、又はつきまとうこと。

2 県の当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第2号又は第3号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。」
に「」及び「」に改める。

様式第三十八号中「同条第3項」を「同条第9項」及び「第12条第3項」を「第12条第2項」に

「」を「」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第五条第七号の四の改正規定、同条第二十二号の六の改正規定及び同条第二十六号の二の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて提出等された申請書等は、それぞれ改正後の各規則の規定に基づいて提出等された申請書等とみなす。
3 改正前の各規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の各規則の規定によるものとみなす。

みやぎハートフルセンター条例施行規則をここに公布する。

令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十八号

みやぎハートフルセンター条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、みやぎハートフルセンター条例（令和五年宮城県条例第三十九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可申請書)

第二条 条例第八条第一項の規則で定める様式は、様式第一号とする。

(使用許可書の交付)

第三条 知事は、条例第七条第一項の許可をしたときは、様式第二号による使用許可書を交付するものとする。

(使用料の納入)

第四条 使用料は、知事の発行する納入通知書により、納入期限までに納入するものとする。

(使用料の免除)

第五条 知事は、次の各号に掲げる場合には、使用料に当該各号に定める割合を乗じて得た額を免除するものとする。

一 県が主催し、又は共催して実施する事業のために使用する場合 十割

二 県が出資金又は基金を拠出している団体が使用する場合 五割

三 県の事務又は事業を代行し、又は補佐する団体が使用する場合 五割

四 県が財政的に援助を与えている団体が使用する場合 三割

五 公益団体が使用する場合 三割

六 前各号に掲げる場合のほか、災害等知事が必要と認めた場合 知事が定める割合

(使用料免除申請書)

第六条 条例第十三条第二項の規則で定める様式は、様式第三号とする。

(使用者の遵守事項)

第七条 条例第七条第一項の許可を受けた者（次条において「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 許可を受けた使用の目的以外の目的に使用しないこと。

二 許可を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと。

三 施設、設備、器具等を損傷し、又はそのおそれのある行為をしないこと。

四 他に危害を及ぼすおそれがあると認められる者又はみやぎハートフルセンター（以下「センター」という。）内の秩序を乱すおそれがあると認められる者を入館させないこと。

五 火災、盗難その他の事故の防止に留意すること。

六 前各号に掲げるもののほか、知事が指示した事項

（使用終了の届出）

第八条 使用者は、許可を受けた施設の使用を終了したときは、直ちにその旨を知事に届け出て点検を受けなければならない。

（指定管理者による管理）

第九条 条例第十五条第一項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合におけるこの規則の適用については、第七条第六号及び前条の規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、次条中「知事」とあるのは「知事の承認を得て指定管理者」とする。

（委任）

第十条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

様式第七第一号（第2条関係）

みやぎハートフルセンター使用許可申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

申請者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

みやぎハートフルセンター条例第七条第一項の規定により、下記のとおり使用又は使用変更したいので申請します。

記

使用目的	
使用期間	年 月 日 時 分～年 月 日 時 分
使用予定人員	名
使用施設 (使用施設に○)	大会議室(一)・大会議室(二)・中会議室・小会議室
使用責任者	(電話番号)
※使用料の額	円
備考	

(注) 1 ※印欄は、記入しないでください。

2 変更申請の場合は、変更箇所のみ記入願います。

様式第2号 (第3条関係)

みやぎハートフルセンター使用許可書		年 月 日
殿		宮城県知事
使用目的	記	
使用期間	年 月 日 時 分～年 月 日 時 分	
使用予定人員	名	
使用施設 (使用施設に○)	大会議室(一)・大会議室(二)・中会議室・小会議室	
使用責任者	(電話番号)	
既定の使用料の額	円	
免除額	円	
免除後の使用料	円	
備考		

(注) 許可を受けた施設を使用しないこととなった場合は、速やかに取消しの連絡をすること。

様式第3号 (第6条関係)

みやぎハートフルセンター使用料免除申請書		年 月 日
宮城県知事 殿		
申請者	住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)	
氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)		
電話番号		
みやぎハートフルセンター条例第13条第1項の規定により、下記のとおり使用料の全部又は一部の免除を受けたいので申請します。		
使用期間	年 月 日 時 分～年 月 日 時 分	
使用施設 (使用施設に○)	大会議室(一)・大会議室(二)・中会議室・小会議室	
免除を受けようとする理由		
※ 既定の使用料	円	
※ 免除額	円	
※ 免除後の使用料	円	

(注) ※印欄は、記入しないでください。

宮城県高等看護学校学則を廃止する規則をここに公布する。

令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十九号

宮城県高等看護学校学則を廃止する規則

宮城県高等看護学校学則（昭和四十四年宮城県規則第六号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

衛生技術者養成施設授業料減免等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十号

衛生技術者養成施設授業料減免等に関する規則を廃止する規則

衛生技術者養成施設授業料減免等に関する規則（平成八年宮城県規則第二十号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

特定地域看護師確保対策修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十一号

特定地域看護師確保対策修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

特定地域看護師確保対策修学資金貸付条例施行規則（令和元年宮城県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「医療施設は」の下に「、地方公共団体が設置するものであつて」を加える。

第三条中「地域は」の下に「、石巻市、気仙沼市」を、「角田市」の下に「、登米市」

の下に「、東松島市」を加え、「及び同郡美里町」を、「同郡美里町、牡鹿郡女川町及び本吉郡南三

陸町」に改める。

様式第一号から様式第九号までの様式及び様式第十二号中「」を「」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

介護研修センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十二号

介護研修センター条例施行規則の一部を改正する規則

介護研修センター条例施行規則（平成十七年宮城県規則第四百十五号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を削り、第四条を第二条とし、第五条を第三条とする。

別記様式（第三条関係）を削る。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

婦人保護施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十三号

婦人保護施設条例施行規則の一部を改正する規則

婦人保護施設条例施行規則（平成十七年宮城県規則第五百二十二号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

女性自立支援施設条例施行規則

第一条中「婦人保護施設条例」を「女性自立支援施設条例」に改める。

第二条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「二十人」を「十人」に改める。

第五条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

別記様式中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「」を「」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公

布する。

令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十四号

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

第一条中「婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を「女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」に改める。

第二条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

第三条第一項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「処遇」を「支援」に、「売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十四条に規定する婦人相談所」を「知事」に、「を踏まえて」を「に従って」に改め、同条第二項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

第四条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「処遇」を「支援」に改める。

第五条を削る。

第六条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条を第五条とする。

第七条中「能力と熱意」を「に当たって女性の人權に関する高い識見と専門性」に改め、同条第一号中「もの」を「者」に、「更生保護事業」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する活動」に改め、同条を第六条とする。

第八条第一項中「第八条第二項」を「第九条第二項」に改め、同条第二項中「第八条第三項」を「第九条第三項」に改め、同項第一号イ中「四・九五平方メートル」を「九・九平方メートル」に改め、同号ロ中「共同廊下」を「廊下」に改め、同項第四号中「講じなければならない」を「講じる」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（自立支援等）

第八条 女性自立支援施設は、入所者の自立を促進するため、入所者ごとに自立促進計画を作成しなければならない。

第九条及び第十条を削る。

第十一条の見出しを「（食事の提供）」に改め、同条第一項中「給食」を「食事」に改め、同条第三項を削り、同条を第九条とする。

第十二条第一項から第三項までの規定中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条第四項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、「感染症」の下に「又は食中毒」を加え、「必要な措置を講ずるよう努め」を「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施し」に改め、同条を第十条とする。

第十三条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条を第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（関係機関との連携）

第十二条 女性自立支援施設は、女性相談支援センター、女性相談支援員、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体のほか、福祉事務所（社会福祉法に規定する福祉に関する事務所をいう）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう）、職業訓練機関、教育機関、警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう）、母子・父子福祉団体その他の関係機関及び母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

第十四条を削る。

第十五条中「第十条第一項」を「第十四条第一項」に、「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条を第十三条とする。

第十六条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条を第十四条とする。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附則 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十五号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に、「第十一章 医療型児童発達支援センター（第六十七条―第六十九条）」を「第十一章 削除」に、「第十五章 雑則（第八十六条）」を「第十五章 里親支援センター（第八十六条―第八十八条）」に改める。

第十六章 雑則（第八十九条）

第七条第一項中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。

第十九条第一項第四号イ中「児童福祉事業」を「相談援助業務（法第十三条第三項第二号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。）」に、「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号ロ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第二十二条中「ついて」の下に「、年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、乳幼児の意見又は意向」を加える。

第二十三条中「児童家庭支援センター」の下に「、里親支援センター」を加える。

第二十六条第一項第四号イ中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号ロ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第二十八条中「ついて」の下に「、年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向」を加える。

第三十条中「婦人相談所、」を「里親支援センター、女性相談支援センター及び」に改める。

第四十四条第一項第四号イ中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号ロ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第四十六条中「ついて」の下に「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第四十八条中「児童家庭支援センター」の下に「、里親支援センター」を加える。

第五十条第十項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第十章 福祉型児童発達支援センター」を「第十章 児童発達支援センター」に改める。

第六十二条中「福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター）及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。」を「児童発達支援センター」に改め、同条第一号中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第六十三条第一項中「福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター）及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。」を「児童発達支援センター」に改め、同条第二項中「主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条第三項から第六項までを削り、同条第七項中「第六十七条の二において同じ。」を削り、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第三項とする。

第六十四条中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第六十五条を次のように改める。

（心理学的及び精神医学的診査）

第六十五条 児童発達支援センターにおいて障害児に対して行う心理学的及び精神医学的診査は、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。

第六十六条第一項中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項後段中「第五十五条」を「同条」に改め、同条第二項を削る。

第十一章を次のように改める。

第十一章 削除

第六十七条から第六十九条まで 削除

第七十二条第一項第四号イ中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号ロ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第七十三条中「ついて」の下に「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第七十四条中「児童家庭支援センター」の下に「、里親支援センター」を加える。

第七十八条第一項第四号イ中「児童福祉事業」及び「児童福祉に関する事務」を「相談援助業務」に改め、同号ロ中「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第八十一条中「ついて」の下に「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第八十三条中「児童家庭支援センター」の下に「、里親支援センター」を加える。

第八十六条を第八十九条とする。

第十五章を第十六章とし、第十四章の次に次の一章を加える。

第十五章 里親支援センター

（従業者）

第八十六条 里親支援センターの里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者で

なければならぬ。

一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者

二 里親として五年以上の委託児童（法第二十七条第一項第三号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条第二号において同じ。）の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等（児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第一条の規定する養育者等をいう。以下この条及び次条において同じ。）若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

三 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、知事が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

2 里親支援センターの里親等支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者

二 里親として五年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

三 里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者への支援の実施に関して、知事が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

3 里親支援センターの里親研修等担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者

二 里親として五年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

三 里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、知事が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

（里親支援センターの長の資格等）

第八十七条 里親支援センターの長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第十一条第四項に規定する里親支援事業の業務の十分な経験を有する者であつて、里親支援センターを適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者

二 里親として五年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

三 知事が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

（関係機関との連携）

第八十八条 里親支援センターの長は、都道府県、市町村、児童相談所及び里親に養育される児童の通学する学校並びに必要な応じ児童福祉施設、児童委員等関係機関と密接に連携して里親等への支援に当たらなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第十九条の改正規定、第二十六条の改正規定、第四十四条の改正規定、第七十二条の改正規定及び第七十八条の改正規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長（以下この項において「乳児院等の長」という。）として勤務している者については、この規則による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新規則」という。）に規定する乳児院等の長として勤務している者とみなす。

3 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号。以下この項及び次項において「改正法」という。）附則第十一条の規定により改正法第二条の規定による改正後の児童福祉法（次項において「新法」という。）第四十三条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、新規則第六十二条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

4 改正法附則第十一条の規定により新法第四十三条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、新規則第六十三条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

5 この規則の施行の際現に設置している児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和六年宮城県条例第二十五号）による改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十一号。次項において「旧条例」とい

う。)第五十一条に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新規則第六十二条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

6 この規則の施行の際現に設置している旧条例第五十一条に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新規則第六十三条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十六号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十五年宮城県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百十九条の四」を「第百十九条の五」に、「第三節 基準該当自立訓練(生活訓練)(第百二十七条)」を「第三節 基準該当自立訓練(生活訓練)(第百二十七条)」に改める。

第三章ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該居宅介護事業所以外の」に改める。

第十八条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の号を加える。

二 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

第十九条第二項中「当該居宅介護計画を」の下に「利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援(法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。)又は指定障害児相談支援(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。)を行う者(以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。)に」を加え、同条第三項中「は、」の下に「第一項の」を加える。

第二十二条に次の一項を加える。

4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第三十五条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該基準該当居宅介護事業所以外の」に改める。

第四十七条第二項中「以下」の下に「この条において」を加え、「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第十項中「第八項」を「第八項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「利用者」の下に「及び指定特定相談支援事業者等」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「利用者」の下に「及び当該利用者」を、「開催し」の下に「当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第四十八条に次の一項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第六十五条第一項第二号中「又は作業療法士」を「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第七十一条の二第一項中「障害者就業・生活支援センター」の下に「障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。」を加える。

第七十九条及び第七十九条の五中「第四十八条」を「第四十八条第一項」に改める。

第八十一条第三項第一号中「(昭和二十二年法律第百六十四号)」を削る。

第九十五条第二項中「当該重度障害者等包括支援計画を」の下に「利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に」を加える。

第九十七条中「第二十一条」の下に「第二十二條第四項」を加える。

第九十五条第一項第一号中「又は作業療法士」を「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第百十九条中「同条第八項」を「同条第九項」に、「第四十八条」を「第四十八条第一項」に改める。
第百十九条の四中「同条第八項」を「同条第九項」に、「第四十八条」を「第四十八条第一項」に改め、同条を第百十九条の五とする。

第百十九条の三第一項中「第六十二条の三第一号」を「第六十二条の四第一号」に改め、同条第二項中「第六十二条の三第二号」を「第六十二条の四第二号」に改め、同条第三項中「第六十二条の三第三号」を「第六十二条の四第三号」に改め、同条第四項中「第六十二条の三第四号」を「第六十二条の四第四号」に改め、同条を第百十九条の四とする。

第百十九条の二の次に次の一条を加える。

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準)

第百十九条の三 条例第六十二条の三第一号の規則で定める面積は、三平方メートル以上とする。

2 条例第六十二条の三第二号の規則で定める数は、当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上とする。

第百二十条第二項中「指定通所介護事業所等」の下に「又は指定通所リハビリテーション事業所」を、「指定通所介護等」の下に「又は指定通所リハビリテーション」を、「当該指定通所介護事業所等」の下に「又は当該指定通所リハビリテーション事業所」を加え、同条第四項中「第六十三条第三項」を「第六十三条第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 条例第六十三条第三項第一号の規則で定める面積は、三平方メートルとする。

5 条例第六十三条第三項第二号の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 利用者数が十人以下の場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練(機能訓練)の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が一以上確保されていること。

二 利用者数が十人を超える場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練(機能訓練)の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者数を十で除した数以上確保されていること。

第百二十六条中「同条第八項」を「同条第九項」に、「第四十八条」を「第四十八条第一項」に、「とあるのは条例第六十八条」を「とあるのは「条例第六十八条」に改める。

第百二十六条の四中「同条第八項」を「同条第九項」に、「第四十八条」を「第四十八条第一項」に改める。

第九章の次に次の一章を加える。

第九章の二 就労選択支援

(従業者)

第百二十七条の二 条例第七十一条の三で定める員数は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十五で除した数以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 条例第七十一条の三に規定する指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

(実施主体)

第百二十七条の三 条例第七十一条の四の規則で定める数は、過去三年以内において三人とする。

(評価及び整理の実施)

第百二十七条の四 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第六条の七の三に規定する事項の整理(以下この条及び次条において「アセスメント」という。)を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第百二十七条の五 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 指定就労選択支援事業者は、法第八十九条の三第一項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めなければならない。

(準用)

第二百二十七条の六 第四条から第十四条まで、第十七条、第二十条、第二十五条の二、第二十七条の二から第三十条まで、第三十二条、第三十九条、第四十六条、第四十九条、第五十五条、第五十七条から第五十九条まで、第六十二条、第六十三条（第六号を除く）、第六十七条、第七十条から第七十八条まで、第一百六条及び第二百二十四条の二の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。ただし、第四条第一項中「第二十三条」とあるのは「第二百二十七条の六において準用する第七十五条」と、第十四条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百二十七条の六において準用する第一百六条第一項」と、第十七条第二項中「第十五条第二項」とあるのは「第二百二十七条の六において準用する第七十八条第一項」と、第七十五条中「第七十八条第一項」とあるのは「第二百二十七条の六において準用する第七十八条第一項」と、第七十八条第一項中「前条」とあるのは「第二百二十七条の六において準用する前条」と、第二百二十四条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（知事が定める者に限る。以下この項において同じ。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（知事が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

第二百三十三條の次に次の一条を加える。

(就労選択支援に関する情報提供)

第三百三十三條の二 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第三百三十四條第一項中「同条第八項」を「同条第九項」に、「第四十八條」を「第四十八條第一項」に改める。

第三百三十七條第二項中「(平成十八年厚生労働省令第十九号)」を削る。

第三百四十四條中「及び第三百三十三條」を、「第三百三十三條及び第三百三十三條の二」に、「第四十八條」を「第四十八條第一項」に改める。

第三百四十六條中「第三百十七條」の下に、「第三百三十三條の二」を、「第三百三十六條」の下に、「第三百三十九條第六項」を加え、「第四十八條」を「第四十八條第一項」に改め、「第七十八條第一項中「前条」とあるのは「第三百四十六條において準用する前条」と」の下に、「第三百三十九條第六項中「賃金

及び第三項に規定する工賃」とあるのは「第四百四十五条第一項の工賃」とを加える。

第五百十條中「第三百十七條」の下に、「第三百三十三條の二、第三百三十九條第六項」を加え、「第四十八條」を「第四十八條第一項」に改め、「第七十八條第一項中「前条」とあるのは「第五百十條において準用する前条」と」の下に、「第三百三十九條第六項中「賃金及び第三項に規定する工賃」とあるのは「第四百四十九條第一項の工賃」と」を加える。

第五百十條の三に次の一項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第五百十條の四中「三年間」を「三年以内」に、「平均一人」を「三人」に改める。

第五百十條の十第一項第二号イ及びロを次のように改める。

イ サービス管理責任者が常勤である場合 次の(1)又は(2)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる数

(1) 利用者の数が六十以下 一以上

(2) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて六十又はその端数を増すこと

に一を加えて得た数以上

ロ イ以外の場合 次の(1)又は(2)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる

数

(1) 利用者の数が三十以下 一以上

(2) 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

第五百十條の十中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号。以下この条において「指定地域相談支援基準」という。）第二条第三項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援（指定地域相談支援基準第一条第十一号に規定する指定地域移行支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、指定地域相談支援基準第三条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員（同条第二項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）を第一項第二号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

4 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第三十九条第三項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第一条第十二号に規定する指定地域定着支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、指定地域相談支援基準第四十条において準用する指定地域相談支援基準第三条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第一項第二号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

第五十条の十一の見出し中「訪問」の下に「等」を加え、同条中「おおむね週に一回以上」を「定期的に」に改め、「ことにより」の下に「、又はテレビ電話装置等を活用して」を加える。

第五十条の十三中「同条第八項」を「同条第九項」に、「第五十条の三」を「第五十条の三第一項」に改める。

第五十一条の四第三項中「必要な援助」の下に「を行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助」を加える。

第五十一条の八に次の一項を加える。
2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。
第五十一条の八の次に次の一条を加える。

（地域との連携等）
第五十一条の九 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条及び第五十四条の六において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、第二項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前三項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者

による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

第五十三条の四に次の二項を加える。

3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第五十四条中「、第六十二条」を削る。

第五十四条の六の見出しを「（地域との連携等）」に改め、同条第二項中「前項の」の下に「協議会等における」を加え、同項を同条第七項とし、同条第一項中「、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては」を削り、「実施状況」の下に「及び第二項の報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果」を加え、同項を同条第六項とし、同条に第一項から第五項までとして次の五項を加える。

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第二項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前三項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ず

る措置として知事が定めるもの(次項に規定するものを除く。)を講じている場合には、適用しない。
 第二百五十四条の七前段中、「第六十二条」を削り、「第一百五十一条の八」を「第一百五十一条の九」に改め、同条後段中「第一百五十一条の八」を「第一百五十一条の八」に改める。
 第二百五十四条の十四中、「第六十二条」を削り、「第一百五十一条の八」を「第一百五十一条の九」に改める。

第二百五十五条第二項中、「指定医療型児童発達支援事業所」を削る。

第二百五十七条第一項第三号中「又は作業療法士」を「作業療法士又は言語聴覚士」に改め、同条第四項ただし書中「従事させ」の下に「、又は当該特定基準該当障害福祉サービス事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させ」を加え、同条第六項中「同条第八項」を「同条第九項」に、「第四十八条」を「第四十八条第一項」に改める。

第二百五十八条第一項中「第十九条の四」を「第十九条の五」に改める。

附則第二項中「又は作業療法士」を「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

附則第七項中「附則第四項」を「附則第五項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

附則第十項及び第十一項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、目次の改正規定(第十九条の四)を「第十九条の五」に改める部分を除く。、第九章の次に一章を加える改正規定、第三十三條の次に一章を加える改正規定、第四十四条の改正規定、第四十六條の改正規定(、第三十三條の二)を加える部分に限る。及び第五十条の改正規定(、第三十三條の二)を加える部分に限る。は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第百四号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から令和七年三月三十一日までの間における改正後の指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(以下この項において「新規規則」という。)百五十一条の九(新規規則百五十四条の十四において準用する場合を含む。以下同じ。)及び百五十四条の六の規定の適用については、百五十一条の九第二項及び第三項並びに百五十四条の六第二項及び第三項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、百五十一条の九第四項及び百五十四条の六第四項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十七号

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年宮城県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 自立訓練(生活訓練)(第四十七条―第五十条)」を「第五章 自立訓練(生活訓練)(第四十七条―第五十条)」を「第五章の二 就労選択支援

練)(第四十七条―第五十条)に、「第五十一条」を「第五十条の八」に改める。

(第五十条の二―第五十条の七)

第十三条第二項中「以下」の下に「この条において」を加え、「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第十項中「第七項」を「第八項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「利用者」の下に「及び当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援(法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。))又は指定障害児相談支援(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。))を行う者(以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。))を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「会議」の下に「利用者及び当該」を、「開催し」の下に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第十四条に次の一項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第三十一条第一項第三号中「又は作業療法士」を、「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。
第四十二条後段中「第十四条」を「第十四条第一項」に改める。

第四十三条第一項第二号中「又は作業療法士」を、「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。
第四十六条後段中「同条第八項」を「同条第九項」に、「第十四条」を「第十四条第一項」に改める。
第五十条後段中「同条第八項」を「同条第九項」に、「第十四条」を「第十四条第一項」に改める。
第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二 就労選択支援

(規模)

第五十条の二 就労選択支援の事業を行う者(以下「就労選択支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「就労選択支援事業所」という。)は、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(職員)

第五十条の三 条例第三十条の三の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 管理者

二 就労選択支援員(就労選択支援の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。)

2 前項第二号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第一項第一号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労選択支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

4 第一項第二号の就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

(実施主体)

第五十条の四 条例第三十条の四の規則で定める数は、過去三年以内において三人とする。

(評価及び整理の実施)

第五十条の五 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第六条の七の三に規定する事項の整理(以下この条及び次条において「アセスメント」という。)を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合

合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第五十条の六 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 就労選択支援事業者は、法第八十九条の三第一項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

(準用)

第五十条の七 第五条(第四号を除く)、第九条から第十二条まで、第十五条、第二十条から第二十二条まで、第二十三条の二から第二十八条まで、第三十条、第三十三条、第三十五条から第三十六条まで及び第三十七条から第四十一条までの規定は、就労選択支援の事業に準用する。この場合において、第五条第一号中「条例第十条第二項」とあるのは「第五十条の七において準用する条例第十條第二項」と、同条第二号中「条例第十二条第二項」とあるのは「第五十条の七において準用する条例第十二条第二項」と、同条第三号中「条例第十三条第二項」とあるのは「第五十条の七において準用する条例第十三条第二項」と読み替えるものとする。

(規模)

第五十条の八 就労移行支援の事業を行う者(以下「就労移行支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「就労移行支援事業所」という。)は、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

第五十六条の次に次の一条を加える。

(就労選択支援に関する情報提供)

第五十六条の二 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。
第五十七条前段中「第三十条まで」を「第二十八条まで、第三十条」に改め、同条後段中「同条第八項」を「同条第九項」に、「第十四条」を「第十四条第一項」に改め、「第二十九条ただし書及び」を削る。

第五十九条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

第六十三条第二項中「(平成十八年厚生労働省令第十九号)」を削る。

第七十条前段中「及び第四十四条」を「、第四十四条、第五十条の二及び第五十六条の二」に改め、同条後段中「第十四条」を「第十四条第一項」に改める。

第七十二条前段中「第四十四条」の下に「、第五十六条の二」を加え、同条後段中「第十四条」を「第十四条第一項」に改める。

第七十三条第一項中「、指定医療型児童発達支援(指定通所支援基準等条例第二十六条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。)の事業」を削り、同条第三項中「(昭和二十二年法律第六十四号)」を削る。

附則第二項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

附則第七項中「第五条第二十二項」を「第五条第二十八項」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、目次の改正規定(「第五十一条」を「第五十条の八」に改める部分を除く。)、第五章の次に一章を加える改正規定、第五十六条の次に一条を加える改正規定、第七十条の改正規定、第七十二条の改正規定及び附則第七項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第百四号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十八号

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正

する規則

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十五年宮城県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号及び第三条第一項第一号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第十七条第一項中「第七十八条」を「同条例第七十八条」に改める。

第二十九条第二項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第三十条の三第一項の地域移行等意向確認担当者(以下「地域移行等意向確認担当者」という。)が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第二十九条第十項中「第七項」を「第八項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「利用者」の下に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援(法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。)を行う者」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「会議(の下に「利用者及び当該」を、「担当者等」の下に「地域移行等意向確認担当者を含む。)」を、「開催し」の下に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び嗜好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第三十条に次の一項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第三十条の次に次の二条を加える。

(地域との連携等)
第三十条の二 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地

域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設等を見学する機会を設けなければならない。

4 指定障害者支援施設等は、第二項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前三項の規定は、指定障害者支援施設等がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

（地域移行等意向確認担当者の選任等）

第三十条の三 指定障害者支援施設等は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意思確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第五十三条に次の二項を加える。

3 指定障害者支援施設等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定障害者支援施設等は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第五十七条を次のように改める。

第五十七条 削除

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（経過規定）

2 この規則の施行の日から令和七年三月三十一日までの間における改正後の指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（次項において「新規則」という。）第三十条の二の規定の適用については、同条第二項及び同条第三項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第四項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

3 この規則の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における新規則第三十条の三の規定の適用については、同条第一項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第二項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十九号

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号及び第十一号第一項第一号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第二十四条第二項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項の後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第二十五条の三第一項の地域移行等意向確認担当者

(以下「地域移行等意向確認担当者」という。)が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第二十四条第十項中「第七項」を「第八項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「利用者」の下に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援(法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援を行う者)を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「会議(二)の下に「利用者及び当該」を、「担当者等」の下に「(地域移行等意向確認担当者を含む)」を、「開催し」の下に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び嗜好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならぬ。

第二十五条に次の一項を加える。
2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第二十五条の次に次の二条を加える。

(地域との連携等)

第二十五条の二 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)(以下この条において「地域連携推進会議」という。)を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

4 障害者支援施設は、第二項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前三項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者によ

る評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第二十五条の三 障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認(以下この条において「地域移行等意向確認等」という。)を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第四十五条に次の二項を加える。

3 障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。第四十六条を次のように改める。

第四十六条 削除

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。(経過措置)

2 この規則の施行の日から令和七年三月三十一日までの間における改正後の障害者支援施設設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(次項において「新規則」という。)(第二十五条の二

の規定の適用については、同条第二項及び同条第三項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第四項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

3 この規則の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における新規則第二十五条の三の規定の適用については、同条第一項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第二項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十号

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

正する規則

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 医療型児童発達支援（第五十一条―第五十八条）」を「第三章 削除」に改める。

第三条第三項を次のように改める。

3 条例第七条第三項の規則で定める従業者は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する診療所として必要とされる従業者とする。この場合にあっては、同法に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。

第三条中第四項を削り、第五項を第四項とし、同条第六項中「、第三項第一号」を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第七条」の下に「第一項及び第二項」を加え、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 条例第七条第三項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならぬ。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

第三条第八項中「前項」を「前二項」に改める。

第四条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定児童発達支援事業所以外の」に改める。

第六条第一項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第三項ただし書を削り、同項第一号中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第四項ただし書中「場合は」の下に「、条例第九条

第三項に掲げる設備を除き」を加える。

第七条ただし書中「指定児童発達支援事業所」の下に「児童発達支援センターであるものを除く。」を加える。

第十八条第二項中「当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額（法第二十一条の五の三第二項第一号（法第二十一条の五の三第二項の規定により、同条第一項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額をいう。以下同じ。）」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

二 肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。）を除く。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

第十九条中「等」を削る。

第二十条第一項中「指定児童発達支援に係る障害児通所給付費」の下に「又は肢体不自由児通所医療費」を、「当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費」の下に「及び肢体不自由児通所医療費」を加える。

第二十一条第二項中「第十一条第二項」を「第十一条第四項」に、「自ら評価」を「指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価（次項において「自己評価」という。）に、「保護者による評価」を「通所給付決定保護者（次項において「保護者」という。）による評価（以下この条において「保護者評価」という。）に改め、同条第三項中「、前項の評価及び改善の内容を」を、「自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、」に改める。

第二十二条第二項中「以下」の下に「この条において」を加え、「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第四項中「課題」の下に「条例第十一条第三項に規定する領域との関連性並びに条例第十一条の三に規定する障害児の地域社会への参加及び包摂の推進の観点を踏まえた」を加え、同条第五項中「当たっては」の下に「、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加え、同条第七項中「通所給付決定保護者」の下に「及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援（法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を提供する者」を加える。

第二十三条に次の一項を加える。

基準等を定める条例の一部を改正する条例（令和六年宮城県条例第二十六号）による改正前の指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十三号。次項において「旧条例」という。）第七条第三項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第四項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新規則第三条及び第七条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

5 この規則の施行の際現に指定を受けている旧条例第七条第三項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第四項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新規則第六条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十一号

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第十三条第一項及び第二項中「第二十四条の二十四第二項」を「第二十四条の二十四第三項」に改める。

第十七条第二項中「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第五項中「当たっては」の下に「、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（移行支援計画の作成等）

第十七条の二 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児につ

いて、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活について支援する上で必要な支援内容の検討をしなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。

5 前条第三項及び第五項から第七項までの規定は、第二項に規定する移行支援計画の作成について準用する。

6 前条第三項、第五項から第七項まで及び第九項並びに第二項及び第三項の規定は、第四項に規定する移行支援計画の変更について準用する。

第十八条中「前条」を「前二条」に改め、同条に次の一項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第二十一条（見出しを含む。）中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第三十五条に次の二項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において単に「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第四十一条第六号中「入所支援計画」の下に「及び移行支援計画」を加える。

第四十三条第一項第三号中「心理指導」を「心理支援」に改める。

第四十九条第一項中「第四十八条」を「前条」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十二号

漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

漁港管理条例施行規則（平成元年宮城県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第三条の二中「様式第一号の二」を「様式第二号」に改める。

第四条第二項中「様式第二号」を「様式第三号」に、「様式第四号」を「様式第五号」に改める。

第五条第一項中「許可」を「許可等」に、「様式第五号」を「様式第六号」に、「様式第七号」を「様式第十一号」に改め、同条第二項中「様式第八号又は様式第八号の二」を「様式第十二号又は様式第十三号」に改め、同条第三項中「様式第八号の三」を「様式第十四号」に改める。

第六条中「様式第九号」を「様式第十五号」に改める。

第七条第一項中「様式第十号」を「様式第十六号」に改め、同条第二項中「様式第十号の二」を「様式第十七号」に改める。

第八条中「様式第十一号」を「様式第十八号」に、「漁港漁場整備法施行規則」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則」に、「第八条の二」を「第十七条」に改める。

様式第一号中「。」を「、」に改める。

様式第十一号中「を」として「を」に、「。」を「、」に改め、同様式を様式第十号とする。

様式第十号の二中「を」の次に「(回答)」を加え、「(回答)」を「(回答)」に改め、「第」の次に「第」を加え、「」を「、」に改め、同様式を様式第十七号とする。

様式第十号中「許可期間」を「許可(協議)期間」に、「許可年月日及び指令番号」を「許可(回答)年月日及び番号」に改め、「第」の次に「第」の次に「第」を加え、「」を「、」に改め、同様式を様式第十六号とする。

様式第九号中「許可年月日」を「許可(回答)年月日」に改め、「第」の次に「第」を加え、「許可等」を「許可等」に、「お届け」を「届け」に、「」を「、」に改め、同様式を様式第十五号とする。

様式第八号の三中「。」を「、」に改め、同様式を様式第十四号とする。

様式第八号の二中「。」を「、」に改め、同様式を様式第十三号とする。

様式第八号中「。」を「、」に改め、同様式を様式第十二号とする。

様式第七号中「。」を「、」に改め、同様式を様式第十号とし、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第11号 (第5条関係)

漁港施設に係る行為の協議内容変更協議書

漁港施設の名称	
行為の場所	
回答年月日及び番号	年 月 日 第 号
回答を受けた行為の内容	
変更しようとする内容	
変更しようとする理由	
使用料	※

漁港管理条例第10条第1項の規定により変更したいので、協議します。

年 月 日

住所
 申請者 氏名
 (法人にあっては、主たる
 事務所の所在地、名称及
 び代表者の氏名)

宮城県知事 殿

(備考) ※印欄は記入しないこと。

様式第六号中「」を「」に改め、同様式を様式第八号とし、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第9号 (第5条関係)

漁 港 施 設 形 質 変 更 協 議 書

形質変更を行うおと する漁港施設の名称	
漁港施設の形質変更 を行うおとする場所	
形質変更の目的	
形質変更の内容	
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
工 事 の 方 法	

漁港管理条例第10条第1項の規定により形質変更したいので、関係書類を添えて協議します。

年 月 日

住 所
申請者
氏 名

〔法人にあっては、主たる
事務所の所在地、名称及
び代表者の氏名〕

宮城県知事 殿

(備考) 添付書類は、一般平面図、位置図、求積図、設計図、構造図その他必要書類とする。

様式第五号中「」を「、」に改め、同様式を様式第六号とし、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第7号 (第5条関係)

漁港施設占有及び工作物新築等協議書

漁港施設の名称	
占有並びに工作物設置の場所	
占有の面積又は数量	平方メートル メートル
工作物の面積又は数量	平方メートル メートル
占有目的	
工作物の構造及び規模	
占有期間	年 月 日から 年 月 日まで
工作物工事着手及び完了年月日	年 月 日着手 年 月 日完了
使用料	※

漁港管理条例第10条第1項の規定により、占有等をしたので、関係書類を添えて協議します。

年 月 日

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

申請者 氏名

宮城県知事 殿

(備考) 1 添付書類は、一般平面図、位置図、求積図、設計図、構造図その他必要書類とする。

2 ※印欄は記入しないこと。

様式第四号中「お届けします」を「届けます」に、「」を「」に改め、同様式を様式第五号とする。

様式第三号中「お届けします」を「届けます」に、「」を「」に改め、同様式を様式第四号とする。

様式第二号中「お届けします」を「届けます」に、「」を「」に改め、同様式を様式第三号とする。

様式第一号の二中、「」を「」に改め、同様式を様式第二号とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の漁港管理条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の漁港管理条例施行規則の規定によるものとみなす。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十三号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則(平成二十八年宮城県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則

第一条中「は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

第十条中「エネルギー消費性能の向上」を「エネルギー消費性能の一層の向上」に改める。

第十一条中「エネルギー消費性能の向上」を「エネルギー消費性能の一層の向上」に改める。

第十二条(見出しを含む。)中「エネルギー消費性能の向上」を「エネルギー消費性能の一層の向上」に改める。

様式第一号中「。」を「、」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」に改める。

様式第二号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」に改める。

様式第三号から第五号までの様式中「。」を「、」に改める。

様式第六号中「。」を「、」に、「エネルギー消費性能の向上」を「エネルギー消費性能の一層の向上」に改める。

様式第七号中「ドエネルギー消費性能の向上」を「エネルギー消費性能の一層の向上」に「。」を「、」に改める。

様式第八号中「ドエネルギー消費性能の向上」を「エネルギー消費性能の一層の向上」に「。」を「、」に改める。

様式第九号及び様式第十号中「。」を「、」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の規定によるものとみなす。

県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十四号

県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

県営住宅条例施行規則（平成九年宮城県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の四（見出しを含む。）中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

第二条の五を第二条の六とし、第二条の四の次に次の一条を加える。

（条例第六條の二第一項第十号に規定する知事が別に定める者）

第二条の五 条例第六條の二第一項第十号に規定する知事が別に定める者は、募集期間を定めない公募に申し込む者とする。

第三十九條の表中「第二条の五」を「第二条の六」に改める。

様式第一号中「第2條の5」を「第2條の6」に「。」を「、」に改める。

様式第二号中「第2條の5、」を「第2條の6、」に改める。

様式第三号中「第2條の5」を「第2條の6」に「。」を「、」に改める。

様式第四号から様式第四十号までの様式中「。」を「、」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の県営住宅条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の県営住宅条例施行規則の規定によるものとみなす。

告 示

○宮城県告示第七十六号

昭和五十四年宮城県告示第十百四十一号（県立自然公園の公園計画）の一部を次のように改正し、令和六年三月二十日から施行する。

令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

本則中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

○宮城県告示第七十七号

昭和六十三年宮城県告示第八百四十八号（県立自然公園特別地域内における許可を受けなければ採取してはならない高山植物等の指定）の一部を次のように改正し、令和六年三月二十日から施行する。

令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

本則中「第十条第三項第九号」を「第十条第三項第十号」に改める。

○宮城県告示第七十八号

平成十二年宮城県告示第三百九十二号（蔵王国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例）の一部を次のように改正し、令和六年三月二十日から施行する。

令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

本則中「第十一条第三十一項」を「第十一条第三十七項」に改める。

○宮城県告示第七十九号
 平成十五年宮城県告示第五百八十六号（県立自然公園特別地域内における許可を受けなければ屋外において集積し、又は貯蔵してはならない物の指定）の一部を次のように改正し、令和六年三月二十日から施行する。

令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

本則中「第十条第三項第六号」を「第十条第三項第七号」に改める。

議 会

○宮城県議会訓令甲第一号

宮城県議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程を次のように定める。

令和六年三月二十日

宮城県議会議長 高 橋 伸 二

宮城県議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程

（趣旨）

第一条 この規程は、宮城県議会委員会条例（昭和五十年宮城県条例第二十一号。以下「委員会条例」という。）に規定する記録の作成等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規程で使用する用語は、委員会条例において使用する用語の例による。

2 この規程において、「電子署名」とは、次に掲げるものをいう。

一 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二十三号）第二条第一項に規定する電子署名

二 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

三 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

（電磁的記録による記録の作成）

第三条 委員長は、委員会条例第二十八条第四項の規定により記録を電磁的記録により作成させると

きは、同条第一項の必要な事項を議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製する方法により作成させるものとする。

（氏名を明らかにする措置）

第四条 委員会条例第二十八条第四項に規定する議長が定める措置は、電子署名とする。

（会議規則との関係）

第五条 委員会条例に規定する申出、通知、作成及び保管を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、委員会条例に特段の定めのある場合を除くほか、会議規則第三百十条の二及び第三百十条の三の規定の例による。

（委任）

第六条 この規程に定めるもののほか、委員会条例に規定する申出、通知、作成及び保管を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

人 事 委 員 会

人事委員会規則七―二（特殊勤務手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則七―二―七十三

人事委員会規則七―二（特殊勤務手当）の一部を改正する規則

第一条 人事委員会は、職員の特務勤務手当に関する条例（平成十二年宮城県条例第二百二十八号）に基づき、人事委員会規則七―二（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

第九条第四項中「規則で定めるもの」を「その作業が著しく危険であるとして規則で定める作業」に改め、同条に次の一項を加える。

5 条例第十一条第三項第二号の心身に著しい負担を与えるものとして規則で定める作業は、伝染病の病原体により汚染されている区域内で行うと殺、焼却、埋却若しくは消毒の作業又はこれらに付随する作業とする。

第二条 人事委員会は、職員の特務勤務手当に関する条例に基づき、人事委員会規則七―二（特殊勤務

務手当)の一部を次のように改正する。

第三条第五項を同条第六項とし、同条第四項第二号中「要保護女子に係る相談、要保護女子及びその家庭の必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定並びにこれらに付随する必要な指導」を「困難な問題を抱える女性に係る相談、医学的又は心理学的な援助並びに一時保護及び情報提供その他の援助」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 条例第四条第一項第六号の規則で定める機関は、保健福祉事務所とする。

第四条第三項中「第五条第一項第二号」を「第五条第一項第一号」に改め、同条第四項及び第五項中「第五条第一項第三号」を「第五条第一項第二号」に改め、同条第六項中「第五条第二項第三号」を「第五条第二項第二号」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項を第一項とし、第四項から第六項までを二項ずつ繰り上げる。

第五条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

条例第六条第一項第一号の規則で定めるものは、農政部畜産課又は家畜防疫対策室に所属する職員とする。

第十一条第二項中「又は産業技術総合センター」を「産業技術総合センター又は水産技術総合センター」に改める。

第二十九条第一項中「警備特殊車等」を「又は警備特殊車等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 条例第三十二条第一項第三号の規則で定めるものは、次に掲げる作業とする。

一 海上保安庁長官及び警察庁長官が告示する離島を定める告示(平成二十四年警察庁・海上保安庁告示第一号。次号において「平成二十四年離島告示」という。)十八の項に掲げる区域内に存する離島の基線(領海及び接続水域に関する法律(昭和五十二年法律第三十号)第二条に規定する基線をいう。次号において同じ。)に基づき設定された領海内において、我が国の主権を侵害することを意図する外国政府が所有し又は運行する船舶(次号において「外国公船」という。)の周近に接近して進路規制、警告等を行う巡視船に乗り組んで行う警戒の作業(次号に規定する作業を除く。)

二 平成二十四年離島告示十八の項に掲げる区域内に存する離島の基線に基づき設定された領海又は接続水域内において、我が国の主権を侵害することを意図する外国公船が日本船舶に対して捕等を行うことを防止するため、当該公船等の周近に接近して進路規制、警告等を行う巡視船に乗り組んで行う警戒の作業

附則第三項から第五項までの規定中「条例附則第八項」を「条例附則第五項」に改め、附則第六

項中「条例附則第十項」を「条例附則第七項」に、「条例附則第九項」を「条例附則第六項」に改め、附則第二項を削り、附則第三項を第二項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日等)

1 この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の規則七―二の規定は、令和六年一月一日から適用する。

人事委員会規則七―三十三(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

○人事委員会規則七―三十三―七十七

人事委員会規則七―三十三(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則

第一条 人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七―三十三(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を次のように改正する。

別表第一公安職給料表の項中「警備指導官」の次に、「警備指導官」を、「警備指導官」の次に、「交通事故事件捜査対策官」を加える。

第二条 人事委員会は、職員の給与に関する条例に基づき、人事委員会規則七―三十三の一部を次のように改正する。

別表第一行政職給料表の項中「警備指導官」を削り、同表公安職給料表の項中「警備指導官」の次に、「捜査支援分析官」を加え、「銃器業務指導官」を削り、「警備指導官」及び「警備指導対策官」を「又は警備指導官」に改め、同表医療職給料表(二)の7級の項給与条例別表第五の二に定める級別標準職務表に掲げる職務と同程度の職務の欄を次のように改める。

職務内容及び責任の程度が、職務表中医療職給料表(二)七級の項に掲げる職務と同程度と認められる職務で人事委員会の認めるもの

別表第一医療職給料表(三)の項中

「特に困難な業務を行う技術主査の職務」を

「 1 特に困難な業務を行う技術主査の職務
2 警察本部の健康管理専門官の職務

」に

「 3 地方機関の技術副参事の職務

」を

「 3 地方機関の技術副参事の職務
4 警察本部の技術副参事の職務

」に改める。

附 則

この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和六年四月一日から施行する。

○人事委員会告示第一号

人事委員会は、人事委員会規則二一二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、平成十三年人事委員会告示第一号（人事委員会の権限（特殊勤務手当）の一部委任）の一部を次のように改正した。

令和六年三月二十日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

- 一 二の(中)「第四十四条」を「第四十三条」に改め、(二)を削り、(三)を(二)に改める。
- 二 この告示の効力の発生する日

令和六年四月一日